

北海道のヒグマ管理の考え方を踏まえ、月形町のヒグマ対策を進めています

近年、北海道ではヒグマの生息数や分布域の拡大、人里や市街地への出没、農業・人身被害など、人とヒグマとの「あつれき」が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、令和6年12月に「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」を改定しました。

この計画では、「**ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制、農業被害の軽減**」と「**ヒグマ地域個体群の存続**」を両立することを目標としています。

そのため、ヒグマをただ捕獲するのではなく、人里に引き寄せないための防除対策、危険なヒグマへの対応、地域の状況に応じた捕獲、ヒグマの生息環境の保全、正しい知識の普及啓発などを組み合わせ、総合的に管理していくこととしています。

また、ヒグマの生息地と人の活動地域を空間的にすみ分ける「ゾーニング管理」を推進し、市町村において地域の土地利用や出没状況などを踏まえたゾーン設定を進めることとしています。

町でも、住宅地と山林が近接し、住宅や農地、市街地周辺でヒグマの出没が確認されていることから、北海道の計画を踏まえ、町の実情に応じたヒグマ対策を進めるため、次の3つの計画・マニュアルを策定しました。

1 月形町捕獲計画

人里周辺へのヒグマの出没を抑え、農業・人身被害を防ぐため、捕獲の実施方法などを定めた計画です。

町では、近年、須部都川や中小屋川などを通じて、住宅や農地、市街地周辺でヒグマの出没が確認されています。こうした状況を踏まえ、**人里周辺におけるヒグマの個体数を抑制し、市街地などへの出没を抑えること**を目的として捕獲を行います。

2 月形町ヒグマゾーニング計画

ヒグマの生息地と人の生活・活動地域を区分し、それぞれの地域に応じた対策を行うための計画です。

町では、町内を「コア生息地」「緩衝地帯」「防除地域」「排除地域」の4つのゾーンに区分しました。

- **コア生息地** ヒグマの生息や繁殖を維持するうえで重要な奥山などの地域
- **緩衝地帯** コア生息地と人の活動地域との間の地域
- **防除地域** 農業・林業などの人間活動が盛んな地域
- **排除地域** 市街地や集落、住宅、学校など、人が日常的に生活する地域



ゾーンごとに、「安定した生息に配慮する」「問題を未然に防ぐ」「寄せつけない・被害を防除する」「入らせない・入ったらすぐ対応する」といった考え方にに基づき、出没情報の収集・発信、被害防止のための捕獲、電気柵の設置、誘引物の適正管理、緊急時の対応訓練などを進めます。

なお、**ゾーンにより対応の目安を定めていますが、出没したことだけを理由に一律に捕獲するものではありません。**出没状況やヒグマの行動、安全確保の状況などを踏まえて、その都度対応を判断します。

3 月形町ヒグマ緊急銃猟対応マニュアル

ヒグマが人の日常生活圏に出没した場合に備え、迅速かつ安全に対応するための手順を定めたマニュアルです。令和7年9月に改正された鳥獣保護管理法により、一定の条件のもと、市町村が委託した捕獲者などによる「緊急銃猟」が可能となりました。

町では、万一、緊急銃猟が必要となった場合に備え、平時からの準備、通報時の初期対応、現地確認、関係機関との連携、住民への注意喚起、安全確保、実施後の対応までをあらかじめ整理しました。

緊急銃猟を実施できるのは・・・

- 1 ヒグマが人の日常生活圏に侵入している、または侵入するおそれ大きいこと
 - 2 人の生命や身体への危害を防ぐため、緊急に対応する必要があること
 - 3 追い払いなど、銃猟以外の方法では迅速な捕獲が困難であること
 - 4 避難や通行制限などにより、安全を確保できること
- の4つの条件を満たす場合です。



そのため、ヒグマが出没したら直ちに緊急銃猟を行うというものではありません。まず現地の状況を確認し、危険性や緊急性、安全確保の可否などを総合的に判断します。状況によっては、注意喚起、監視、誘引物の除去、追い払い、通常の有害鳥獣捕獲、警察との連携など、適切な方法を選択します。

緊急銃猟を行う場合には、警察や消防などの関係機関と連携し、必要に応じて道路の通行制限や住民の避難・屋内退避などを行い、**人の安全を最優先に対応します。**

3つの計画を連動させ、地域の実情に応じた対策を進めます。

今回策定した3つの計画・マニュアルは、それぞれ独立したものではありません。

北海道の「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」が示す、「**ヒグマによる人身被害の防止、人里への出沒抑制、農業被害の軽減**」と「**ヒグマ地域個体群の存続**」を両立するという考え方を踏まえ、町の地域特性に合わせて具体化したものです。

- ・被害防止のため、町全体の捕獲をどのように行うか → **月形町捕獲計画**
- ・地域ごとにどのような対策を行うか → **ゾーニング計画**
- ・人の生活圏にヒグマが出没した場合に、どのように安全を確保して対応するか → **緊急銃猟対応マニュアル**

また、ヒグマ対策では、問題となる個体への対応だけでなく、ゴミや農作物などの誘引物を適切に管理し、ヒグマを人里に引き寄せないことも重要です。

町では、これらの計画をもとに、町民の皆さんへの情報発信や注意喚起、農業被害防止対策、捕獲、関係機関との連携や訓練などを進め、**人とヒグマとの「あつれき」を減らし、町民の安全とヒグマの生息環境の両方を考えた対策を進めていきます。**

今回策定した「月形町捕獲計画」、「月形町ヒグマゾーニング計画」、「月形町ヒグマ緊急銃猟対応マニュアル」は、町ホームページに掲載しています。

ゾーニングマップや各計画・マニュアルの詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。



[詳しくはこちら](#)

本年度の出没状況および対応

本年度は、8月末まで町内各地でヒグマの出没や痕跡が、3件確認されています。町では、猟友会から専門的な助言を受けながら、出沒状況や農業被害の状況などを踏まえ、必要に応じて箱わなを設置するなどの対応を進めています。

箱わなは、誘因餌によりヒグマやほかの野生動物を引き寄せる恐れがあるなど一定のリスクもあることから、出沒のたびに設置するものではなく、状況を確認したうえで必要性を判断しています。

■問合せ先 住民課生活環境係 ☎53・2323 E mail : jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp